

## Monthly Note

vol.123

(全労済協会だより)

2017年4月号

Think Tank of Mutual aid

相互扶助を実践するシンクタンク

## CONTENTS

## ■ 2017年春期「退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座」【東京開催】のお知らせ 1

&lt;基礎研修会&gt;

2017年6月12日(月) 新宿マインズタワー会議室

&lt;フォローアップ研修会&gt;

2017年6月27日(火) 当協会会議室

## ○ 『実りあるセカンドライフをめざして』(2017年版)を刊行しました。 2

退職準備セミナーのテキストのご案内

## ■ 全労済協会「Monthly Note(全労済協会だより)」メールマガジンのご案内 2

## ■ 公募委託調査研究の報告概要 3

&lt;社会連帯への架け橋&gt;

格差社会における共済・保険への加入と幸福度

同志社大学 商学部 准教授 佐々木 一郎

## ■ 連載コラム⑩「平成29年度税制改正大綱の概要について」— 4

税制改正大綱のうち、個人に関わる主な改正項目の概要について説明いたします。

## ■ 自治体提携慶弔共済保険「入学祝い金」— 5

ご契約の更新や各種変更、手続き等に係るご案内です。

## ■ 相互扶助事業(認可特定保険業)商品の紹介 — 5

団体向け相互扶助事業3商品を紹介しています。

## ■ 「第55回 全国消費者大会」参加報告 — 6~7

3月10日~11日に全国消費者大会が開催され、当協会からも分科会・全体会に参加しました。

## ■ 全労済協会からのお知らせ — 7

●2017年4月1日付人事異動

●当面のスケジュール

## ■ 法人火災共済保険 保険料試算依頼書 — 8

お見積りはこちらから!!

## 2017年春期「退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座」【東京開催】のお知らせ

当協会では労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたコーディネーター養成を目的に、毎年2回、研修会を開催しています。本年は6月に【東京】にて開催します。

今回は、「基礎研修会」と「フォローアップ研修会」の2種類を設定し、ご参加いただける皆様の、退職に向けた諸準備に関する知識に合わせて選択いただける研修会としました!

初めてご参加される方や退職に向けた諸準備に関する基礎知識に不安のある方は「基礎研修会」を、「退職準備教育研修会」に過去にご参加いただいた方や退職準備教育関連の実務をされている方、FP資格をお持ちの方は「フォローアップ研修会」を選択ください。

詳細・お申し込みについては下記サイトよりご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。

## 〈基礎研修会〉

●日 時 2017年6月12日(月)

10時~17時20分

●場 所 マインズタワー会議室

(新宿駅より徒歩約5分)

(カリキュラム) 退職準備に関わる「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」などの基礎知識

(定員) 50名

(参加費) 3,000円(資料代2,000円+昼食代1,000円)

## 〈フォローアップ研修会〉

●日 時 2017年6月27日(火)

14時~15時

●場 所 当協会会議室

(新宿駅より徒歩約5分)

(カリキュラム) 税金や社会保障制度関連の改正事項、退職準備に関わる実務などの最新情報

(定員) 20名

(参加費) 1,000円(資料代)

HPにて4月中旬  
より受付開始!

全労済協会シンクタンク

検索

[http://www.zenrosaikyokai.or.jp/think\\_tank/](http://www.zenrosaikyokai.or.jp/think_tank/)

# 『実りあるセカンドライフをめざして』(2017年版)を刊行しました。

## ●退職準備セミナーのテキストとしてご活用ください

定年退職は、いつかは必ず訪れる人生の節目であり、第2の人生のスタートでもあります。退職後の豊かな生活を送るためのライフプランを設計する準備にお役立てください。

### <掲載内容>

- 定年後の生活を想像してみよう
- 実際の生活設計に取り組みよう  
ライフイベント表やキャッシュフロー表を使用して、定年後の生活設計をしてみましょう
- 暮らしの見直し方を学ぼう  
生命保険や住宅ローン等の支出の見直し、年金収入や働き続けるときの収入を考えてみましょう
- 定年直前の準備  
年金・税金・健康保険・失業給付等の手続き、退職金の運用準備等を学び、準備しておきましょう
- 望む暮らしをまっとうするために  
人生のエンディングに向け、相続、介護等について考えましょう



■ A4サイズ 104頁+別冊

- \*フルカラーになり、より見易く・楽しくご覧いただけるようになりました！
- \*巻末の「資料編」は別冊とし、書き込みがしやすくなりました！
- \*各種数値は、最新データに更新されています。

- 見本誌は3冊まで無料で提供しています。
- 労働組合の研修会等で利用希望の際は、1冊300円にてご提供しています。  
(フルカラーでもお値段据え置きです！)

<お問い合わせ・お申し込み>  
当協会 HP、または 全労済協会 調査研究部まで。TEL 03-5333-5126 (代)

## 全労済協会「Monthly Note (全労済協会だより)」メールマガジンのご案内

本誌「Monthly Note」につきましては、ホームページ上でも閲覧が可能です。過去のバックナンバーも掲載しております。なお、購読を希望される方、またはホームページ掲載時のご案内メール(メールマガジンの配信)を登録される方は下記記載のアドレスからお申し込みください。

### ●メールマガジンの配信、または直接郵送にて送付をご希望の方のお申し込み方法について

- (1) 当協会のホームページにログインし、バナー画面から登録ページを開いてください。  
URL : <http://zenrosaikyokai.or.jp/>
- (2) 団体名、送信先ご担当者名などの必要な情報をご登録ください。
- (3) 情報の登録ができ次第、ホームページに最新号が掲載(毎月10日頃)された際にメールでのご連絡をさせていただきます。  
※ 配信/送付に関する費用は、当協会が負担いたします。

ご不明な点は全労済協会経営管理課 電話 03 - 5333 - 5126 (代表) までお問合せ願います。

①の「登録はこちら」をクリックし、②のMonthly Noteの郵送/最新号お知らせの申し込み画面にて必要事項をご記入いただき送信下さい

# 公募委託調査研究の報告概要

当協会に対して研究の成果報告がありました。その概要を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は研究報告誌として後日発行する予定です。

## <社会連帯への架け橋>

### 格差社会における共済・保険への加入と幸福度

同志社大学 商学部 准教授 佐々木 一郎

#### 報告概要

家計は、さまざまなリスクにさらされている。生命・身体に関するリスクとしては、死亡や病気、けが、障害、長生きなどのリスク、財産損害にかかわるリスクとしては、自動車事故や火災、地震、傷害、旅行中の事故、自転車事故、賠償責任などであり、家計の経済活動や生活の安定には、これらのリスクを効果的に処理することが重要である。

これらのリスクを処理する方法としては、企業保障や個人貯蓄、家族による支え、保険などがある。だが、未婚・単身世帯や核家族化による家族機能の低下、低賃金の非正規雇用の増加、貯蓄する余力の低下、企業による退職金や企業内保障の低下などにより、有効なリスク処理手段を確保できない状況が高まってきている。

家族は家族内でリスクを支え合い機能をもつため、昨今の未婚率の上昇は、家族内でリスクを処理する力が減少し、家族の外部からリスクを処理する手段を確保する必要性を高めている。小さい負担でリスクが顕在化した場合には大きな保障を得ることができる共済・保険は、未婚率上昇等でリスク処理対応力が低下する家計にとって、代表的な効率的リスク処理手段の1つである。

しかし、現実の社会においては、十分なリスク処理手段を保有していないにもかかわらず、共済・保険にも加入していないケースも多くみられる。なぜ、共済・保険の未加入になっているのか。共済・保険の未知の決定要因は何であろうか。さらに、共済・保険に加入することは幸福度に対してどのような影響を及ぼしているのだろうか。

そこで本研究では、家計にとって重要性の高い共済・保険種別の1つであり近年加入率の低下傾向のみられる死亡保険・保障に着目し、2つを明らかにすることを研究目的とする。第1は、共済・保険加入の未知の決定要因は何かを明らかにすることである。これまでの先行研究では、年齢・性別・収入・学歴・職業など様々な要因を同時にコントロールしたうえで、保険加入の決定要因は何かを明らかにした研究は蓄積されてきている。いっぽう、共済加入の決定要因については、様々な要因を同時に考慮したうえでの研究の蓄積は少ない。

また、同じ調査対象のデータを用いて、保険加入の決定要因と共済加入の決定要因を同時に分析・比較した研究は非常に少ない。第2は、共済・保険への加入が幸福度に対してどのような関連があるのかを明らかにすることである。

本研究では、これらの研究目的にアプローチするため、独自に収集したデータを用いて分析を行った。使用データについて、データ収集は、2016年12月に、Web調査により収集した。調査票は筆者が作成し、調査実施については外部の調査会社に委託した。収集したデータは、北海道～九州・沖縄までの3000サンプルである。アンケート回答者の年齢は、20歳～69歳である。

これらのデータを用いて、クロス集計による分析と、ロジットモデルによる分析を行った。まず、第1に、共済・保険加入の決定要因については、民間死亡保険と共済死亡保障で共通にみられる影響要因としては、20代の若年世代で加入率は低いこと、正社員で加入率が高いことなどが示唆された。いっぽう、大きな相違点としては、共済・保険選択の情報源であり、保険会社等の営業職員の対面説明や保険ショップを情報源とする場合は、民間死亡保険の加入率は顕著に高く、コンビニ等でのパンフレットを情報源とする場合は、共済死亡保障加入率は高い傾向があることが明らかになった。

第2に、民間死亡保障の共済・保険に加入することで、幸福度に対してどのような影響があるのか分析した。共済・保険の両方に未加入のケースと比較した場合、幸福度が高くなる確率は、共済・保険の両方に加入している場合は1.4倍、保険のみに加入している場合は1.4倍、共済のみに加入している場合は1.2倍になることが示された。小さい負担でリスクが顕在化した場合には大きな保障が得られる民間の共済や保険に加入することで、幸福度は高められる可能性があることが示された。

今後の研究課題としては、共済・保険選択の情報源に関して、そもそもなぜ、共済と保険で異なるのか、その違いが生じる理由やプロセスを解明し、家計に共済や保険を提供する際の最適な販売チャネル構築について分析することである。

「平成 29 年度税制改正大綱」の内容に基づいて法案化された「所得税法等の一部を改正する法律案」は閣議を経て（平成 29 年 2 月 3 日）、第 193 回通常国会に提出されています。

当該税制改正大綱のうち、個人に関わる主な改正項目の概要につきまして説明いたします。

### 1. 配偶者控除、配偶者特別控除の見直し

配偶者控除および配偶者特別控除について、次のとおり見直します。

#### (1) 配偶者控除の縮減

- ① 納税者本人の所得金額が 900 万円を超えると控除額が低減し、1,000 万円を超えた場合には控除の適用が受けられなくなります。
- ② 改正後の配偶者控除（平成 30 年度分以後）控除対象配偶者（70 歳未満）、老人控除対象配偶者（70 歳以上）の控除額は次のとおりとなります。

納税者本人の 合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
950 万円以下	26 万円	32 万円
1,000 万円以下	13 万円	16 万円
1,000 万円超	適用なし	

#### (2) 配偶者特別控除の拡大等(平成 30 年度分以後)

- ① 配偶者の所得金額について、38 万円を超え 123 万円以下（現行 76 万円未満）に上げられます。

なお、納税者本人の所得金額 1,000 万円以下の要件は現行と同様となります。

- ② 上記 (1) 配偶者控除と同様に納税者本人の所得金額 が 900 万円を超えると控除額が減少します。

#### (3) 住民税の取扱い

控除額は異なりますが平成 31 年度分以後、住民税においても同様の改正が行われます。

### 2. 医療費控除の添付書類の改正

#### (1) 医療費等の領収書から明細書の添付へ

現行、医療費控除の適用を受ける場合、医療費の領収書または医薬品購入費の領収書の添付または提示が必要となります。

改正では、領収書に代えて協会けんぽ等から交付を受けた医療費の明細書または医薬品購入費の明細書の添付が必要となります。

#### (2) 適用関係

明細書の添付は、平成 29 年分以後の確定申告からの適用となります。

経過措置として、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、現行の領収書の添付または提示も認められます。

#### (3) 医療費控除の特例（平成 28 年度税制改正）

セルフメディケーション（自主服薬）税制は平成 29 年 1 月 1 日以後、ドラッグストアなど特定の市販薬の購入費について、医療費控除の特例として適用されます。

購入金額 - 12,000 円 = 所得控除（限度額 88,000 円）が現行の医療費控除との選択で適用を受けることができます。

詳細は、厚生労働省 HP「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について」を参照願います。

### 3. 長期積立型 NISA 制度の創設

NISA（少額投資非課税制度）の更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した積立型の制度を創設します。

#### (1) 長期積立型 NISA 制度について

株式や投資信託の売却益や配当金を非課税とする現行の NISA 制度との選択制により、平成 30 年 1 月から創設します。

#### (2) NISA 制度の比較

項目	現行制度	創設制度
年間投資限度額	120 万円	40 万円
対象となる投資	上場株式・公募株式投資信託等	一定の公募等株式投資信託
非課税期間	5 年間	20 年間
事務	証券会社等で口座を開設	
口座開設可能期間	平成 35 年まで	平成 49 年まで

### 4. タワーマンションの固定資産税等の見直し

#### (1) 固定資産税・都市計画税の見直し

平成 29 年 4 月 1 日以後に全戸が販売される高さ 60 m を超えるマンションから、1 階上昇すると約 0.26%（区分所有者全員による申し出による割合も可能）、各戸の建物の固定資産税・都市計画税が増加します。

#### (2) (参考) 固定資産税の賦課期日

固定資産税は固定資産（土地・家屋・償却資産）に課税される市町村税で、毎年、賦課期日（1 月 1 日）現在の状況により、納税額が決まります。

### 5. 酒税の改革

酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、次のとおり酒税改革を行います。

#### (1) 税率構造の見直し

麦芽比率などで異なるビール類の酒税は 350ml 缶あたり 54.25 円に一本化します。

ビールは現在の 77 円から減税になりますが、発泡酒・第 3 のビールは現在の 46.99 円・28 円から増税になります。

#### (2) 実施時期

上記 (1) の見直しは平成 32 年 10 月 1 日から実施しますが、消費者や酒類製造者への影響に配慮する観点から、次のとおり段階的に値上げを実施します。

##### ○発泡性酒類の税率改正の実施時期

- ① 第一段階 平成 32 年 10 月 1 日
- ② 第二段階 平成 35 年 10 月 1 日
- ③ 第三段階 平成 38 年 10 月 1 日

##### ○醸造酒類の税率改正の実施時期

- ① 第一段階 平成 32 年 10 月 1 日
- ② 第二段階 平成 35 年 10 月 1 日

詳細は財務省の HP「平成 29 年度税制改正の大綱」を参照願います。

（執筆：税理士 関口 邦興）

## 自治体提携慶弔共済保険「入学祝い金」ご請求のお知らせ

一年の季節の中で、人の動きが最も多くなる時期に入ってきました。

4月は特に、お子様の入学などといった、次のステージに進まれることなどが多くなってまいります。

そのような中、各サービスセンター・共済会等におかれましても、自治体提携慶弔共済保険の請求手続きが、通常の月よりも増加するのではないかと思います。

下記に、お子様の入学による、昨年度の年間支払件数と、3月以降の3ヶ月間（3月・4月・5月）の支払件数の比較一覧を記載させていただきますので、ご参考にさせていただき、ご請求忘れのないよう、お手続きをお願いいたします。

請求事由	2015年度全体の支払件数 (2015年6月～2016年5月)	2016年	
		3月、4月、5月支払の合計件数	割合
小学校入学	6,711	4,801	71.54%
中学校入学	5,941	4,174	70.26%
高校入学	122	69	56.56%
大学入学	18	11	61.11%
合計	12,792	9,055	70.79%

## 相互扶助事業（認可特定保険業）商品の紹介

当協会では、相互扶助事業として団体向け保険商品（以下の3商品）を取り扱っています。

各団体の保険加入状況等を再度ご確認ください、当協会制度での保険料試算等、お気軽にお問合せ下さい。

【法人火災共済保険】



団体が所有する建物・動産が火災等の被害を受けた場合にその損害をカバーする保障制度です。

【法人自動車共済保険】



団体が所有する自動車が万一事故を起こし、賠償責任を負うことになった場合の保障制度です。

【自治体提携慶弔共済保険】



全国の中小企業で働く勤労者の相互扶助・福利厚生を充実させるために勤労者福祉サービスセンター等が行っている給付事業をサポートするための制度です。

### 《お問い合わせ先》

全労済協会 共済保険部

TEL.03-5333-5126（代表）

受付時間：9時～17時15分（土日祝日を除く）

# 「第55回 全国消費者大会」参加報告

2017年3月10日（金）・11日（土）、主婦会館プラザエフ（東京都千代田区）に於いて、「第55回全国消費者大会」が開催されました。本集会は、国民生活に寄り添い、消費者と消費者団体が共同の和を広げてきた歴史ある集会です。今年は、昨年に続き「世界消費者権利の日 World Consumer Right Day」に合わせて開催されました。

当協会がめざす「勤労者福祉の向上」に関連して、「変えよう日本 つくろう未来～消費者の選択、行動、協同で～」と題し、消費者の権利の実現やくらしの向上について考える集会となっており、当協会からも分科会・全体会に参加いたしましたので、その一部を報告させていただきます。

## < 3月10日（金） >

### 「子育て・教育」分科会報告

#### 「奨学金地獄！～変えよう、貧困に陥る若者とその家族の未来を～」

冒頭、実行委員から「子育て・教育」分科会設置の背景・趣旨説明の後、全国大学生生活協同組合連合会学生委員からアンケート結果にもとづく大学生の実態報告、労働者福祉中央協議会（中央労福協）の取り組み報告を受け、中京大学教授・大内裕和氏から「若者の格差と貧困－奨学金問題から考える」をテーマに講演をいただきました。

若者にとって深刻な消費者問題となっている奨学金問題について、大内氏から問題に取り組むことになった経過、奨学金制度の現在と歴史・問題点、ブラックバイトと奨学金の関連性、奨学金制度改善に向けた取り組み等、現場目線にもとづくとても分かりやすく熱意あふれた講演に、参加者一同熱心に聞き入っておりました。

今日、大学生の53%（二人に一人）が奨学金を利用しており、その奨学金の返済が卒業後の人生に大きいのしかかり影を落としている状況になっていることを改めて認識し、奨学金問題が雇用の劣化⇒未婚化・少子化⇒人口減少⇒自治体消滅という大きな社会問題になるという共通認識を持つことができた、大変有意義な分科会でした。



### 特別分科会報告

#### 「憲法と震災～復興から見る私たちの基本的人権～」

まず「被災地からの報告」として、東日本大震災から6年が経過した岩手県・福島県の現状と取組について報告がなされました。いわて生協組合員活動チーム中村氏からは、災害公営住宅の状況や現在の課題、生協の支援活動、「ひとりぼっちを作らない」「風化させない」取り組みが紹介されました。ふくしま復興共同センター村上氏からは、“福島をとりもどすため”の集会・学習会開催や署名活動の報告、県の独自事業の紹介の後、「何よりも人の命が大切にされる政治・憲法であって欲しい」との思いが述べられました。

講演会では「暮らしに活かす憲法～大災害と被災者の基本的人権」と題して、日弁連の災害復興支援委員長の津久井進弁護士より、法律の本来の意義、災害時の課題、憲法に対して私たちがどう向き合うべきか、わかりやすく解説いただきました。憲法が大事にしているのは基本的人権であり、また「法律は人を『縛る』のが目的ではなく、人としての命・暮らし・人生を『救う』ために使うもの」であって、私たち一般消費者も、生活の中で憲法を意識し生活にしみ込ませていくべき、と述べられ、正しい使い方を学ぶこと、正しく使えるように法律をメンテナンスする必要性について話されました。

また、被災者支援の観点からは、国民として平時から憲法を正しく知る・使う努力を怠ってはいけないことを大前提に、①一人ひとりを大事にすること（個





人の尊重)、②風評に惑わされず正しく「見る・聞く・知る」こと、③『我が事』として捉え「共感する」こと、の3点が大事であると締めくくられました。その後、3者による意見交換が行われ、大災害時の備えとして「つながり」の重要性が共有され、分科会を終了しました。

< 3月11日(土) >

全体会報告

「貧困の現場から社会を変える」

メインは一般社団法人つくろい東京ファンドの代表理事である稲葉剛氏の講演でした。

講演は2014年9月に千葉県銚子市で発生した母子心中未遂事件の紹介とその原因についての話から始まり、住宅に関わる県と福祉に関わる市の間に不十分な連携があったのでは、として縦割りの行政の実態を紹介しました。



続いて、3,000人以上の若者の貧困相談を受けてきたことにより見えてきたものとして、「1. 住まいが無くなると仕事なくなる」、「2. 公的サービスからの排除・水際作戦が存在する」、「3. ホームレスに対するスティグマがある」、の3点の課題を紹介しました。

さらに、高齢者の貧困問題として2015年5月に川崎市で発生した簡易宿泊所の火災の事例を紹介し、福祉施設ではない「ドヤ」に高齢単身者が身を寄せている実態について紹介しました。福祉施設の建設に対しては住民からの理解が得られにくく、受け入れ先として簡易宿泊所を紹介している実態があるとの指摘でした。



生活保護行政に関わる厚生労働省と住宅行政に関わる国土交通省の間で十分に連携できれば、安全・安心に暮らせる住まいを保障し、生活保護にまつわる偏見やスティグマをなくし、あたりまえの権利として制度を使える社会を実現できる可能性を指摘し、最後に、貧困問題を社会的に解決するために貧困を見る私たち自身のまなざしが問われていることを参加者に訴えました。

全労済協会からのお知らせ

● 4月1日付人事異動

種類	氏名	新配属・役職
内部異動	足立 一英	調査研究部 研究普及課 主任研究員
	加藤 秋奈	調査研究部 調査研究課 主任研究員

●全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な内容など
2017年4月18日(火)	2016年度第2回運営委員会	2017年度事業計画(案)について
2017年5月13日(土)	静岡講演会	(於) 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」
2017年5月17日(水)	第157回理事会	2017年度事業計画(案)、2017年度収支予算(案)について
2017年5月31日(水)	第53回(臨時)評議員会	2017年度事業計画(案)、2017年度収支予算(案)について

Monthly Note (全労済協会だより) vol.123 2017年4月

発行: **全労済協会**  
 一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会  
 発行人: 高木剛 編集責任者: 安久津正幸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5階  
 TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421  
 《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

# 法人火災共済保険 保険料試算依頼書

依頼日	年	月	日
団体名			
ご担当者氏名			
ご連絡先	TEL		
	FAX		
	E-MAIL		

建物の所在地	都道府県
--------	------

建物の所有形態	所有・借家
---------	-------

専有面積	m <sup>2</sup> ・坪
------	-------------------

加入対象	建物のみ・動産のみ・両方
------	--------------

建物の構造 (柱・梁・床の構造を回答ください)	鉄筋コンクリート・鉄骨耐火・鉄骨造・木造・簡易建物
----------------------------	---------------------------

現在の火災保険への加入状況 <small>※加入されている場合のみご記入ください</small>	建物	万円	動産	万円	保険料 (掛金)	円
---	----	----	----	----	-------------	---

 **全労済協会** FAX:03-5351-0421

〈2017年4月号・Vol.123〉